

第20回社会保障審議会
少子化対策特別部会

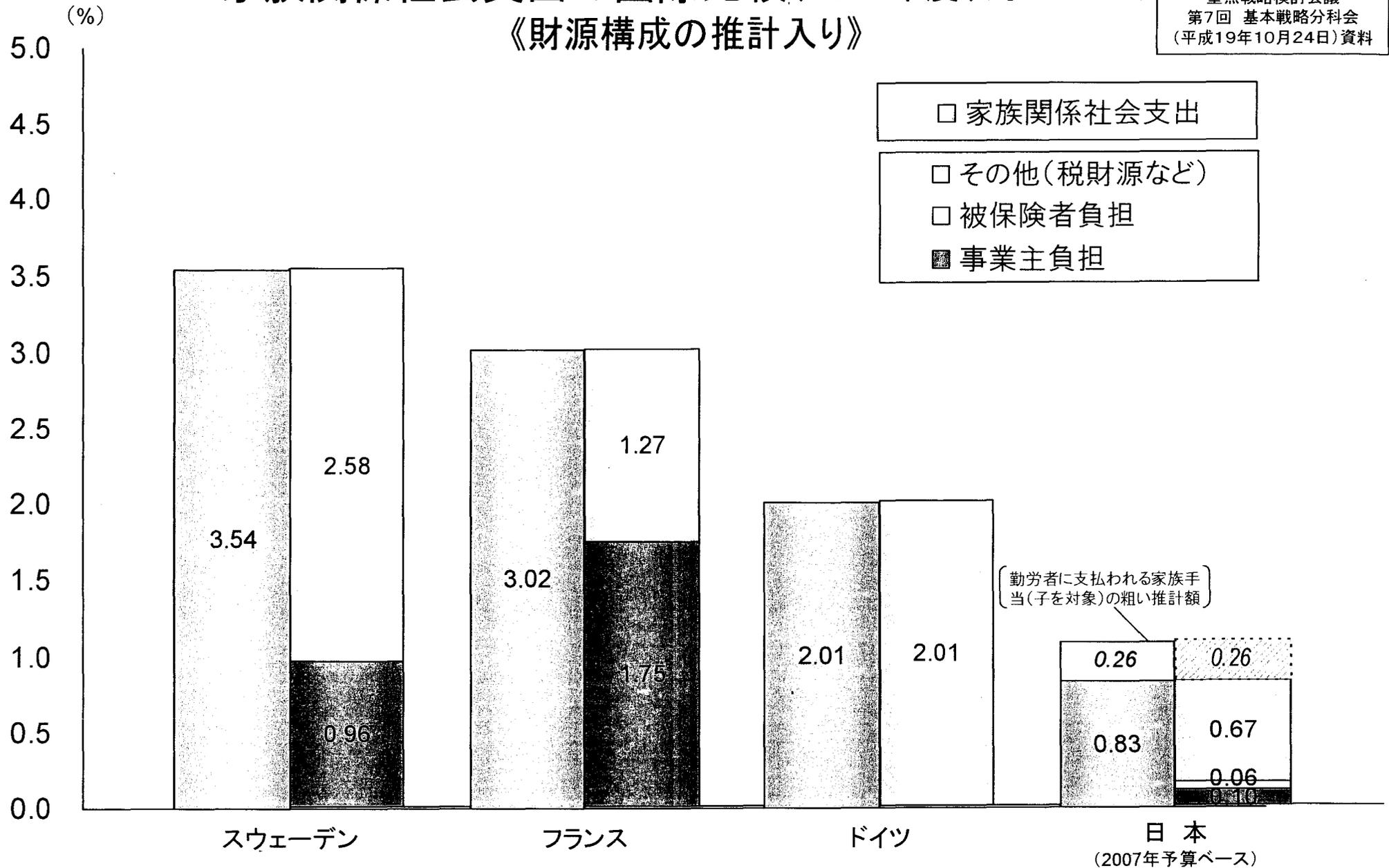
参考資料2

平成20年12月9日

委員からお求めのあった資料

家族関係社会支出の国際比較(2003年度、対GDP比) 《財源構成の推計入り》

「子どもと家族を応援する日本」
重点戦略検討会議
第7回 基本戦略分科会
(平成19年10月24日)資料



(注)「勤労者に支払われる家族手当(子を対象)の粗い推計額」は、「就労条件総合調査」(厚生労働省)、「国家公務員給与等実態調査」(人事院)などから厚生労働省において粗い試算を行ったもの(子を対象とした家族手当の総額:推計で1.24兆円)

第一次報告に向けてのいくつかの論点について

委員 (三鷹市長) 清原 慶子

「これからの保育制度のあり方について」

○「保育サービス」は、「仕事と生活の調和」をはかることなど他の施策との関連性が大きいという認識を明示したうえで、有力な子育て支援策であるから、その制度の改善が不可欠であることを示すことが有用

現代社会が求めている有効な少子化対策、子育て支援施策について検討するにあたって、「保育サービス」について検討することの意義は大きい。しかしながら、それだけでは十分ではなく、基本的には「仕事と生活の調和」の実現に向けた労働政策、雇用制度や、地域の多様な子育て支援サービスとの連携が必要であることを明記しておくことが大切であると考えます。

○新たな保育サービスの提供の仕組みの検討に際しての前提として、「子どもの視点」の重視と「すべての子育て家庭支援」の方向性を示すことが有用

少子化対策特別部会では、「子どもの視点」「子どもにとってのサービスの必要性とその質」を重視して議論を重ねてきた。サービスの構築、実施、評価、改善等の過程において、いかに「保護者の視点」にとどまらず、「子どもの視点」を尊重する仕組みとするかが重要との共通認識で検討してきたことを早い段階で明示することが有用である。

そして、保護者が両立支援を必要としている子どもだけでなく、「すべての子育て家庭への支援」の必要性も視野に入れて検討してきたことも早い段階で明示することが大切である。

○前提としての部分で「地域」による特徴に応じたあり方を強調する必要性

「すべての子育て家庭への支援」を目指し、望ましい保育サービスのあり方を検討する際には、生活圏である各市町村の子育て支援をめぐる状況の特徴を考慮した施策が必要である。

子育て家庭のニーズは多様化しており、また必要とする施策の内容や量は市町村によって異なっている。市町村は、それぞれ都市と農村、人口増加傾向のある地域と人口減少傾向のある地域、ベッドタウンと大きな商工業のある地域などによって、地域における子育て支援ニーズの特徴による相違がある。そこで、認可保育園等に関する全国共通の施策とともに、認可外保育園、NPO、ボランティア団体などの多様な担い手の存在をはじめ、各々の地域の特徴に応じた柔軟な施策の展開を促す必要がある。

また、地域的な特性にもとづく多様なニーズに対応する施策は、必要に応じて国の「技術的な助言」を得ながら、基礎自治体である市町村が制度設計及び当該施策を遂行し、財源についてはソフト交付金等を活用することで、地域の実態を反映した即応性の高い子育て支援策の展開が可能とされるべきである。

○地域の保育機能を維持するとともに、柔軟な施策展開を支援するための財源の確保と運用の必要性

国や都道府県にあっては、基礎自治体が柔軟な施策展開を支援するための財源の確保と運用についての拡充が必要である。全国に共通する基幹的な子育て支援策については、国が基本的な設計を行うとともにその施策ごとの費用を国と地方自治体によって最適に負担しあうにはどうあるべきかが検

討される必要がある。関連して、妊婦検診の充実、認可保育園の運営のみならず耐震化補強を含む施設整備等などについての財源措置のありかたについても検討が必要である。

○多額の公費を投入する制度としての透明性・客観性の要請の重要性

この間、保育の質の確保から第三者評価の重要性とあり方を検討してきたが、同様に、保育サービスに関する運営の客観的な評価のガイドラインや手法が示されることも有用であり、その実績が公表されることが必要。

○現行の保育制度の課題における市町村の役割についての議論は特に重要である。

「利用保障の弱さ」として現行の市町村の問題が指摘されているが、保育サービスの利用に際して市町村の判断によることの弱点が強調されすぎることには懸念がある。多様なニーズに即して、「保育に欠ける要件」の見直し等を進めるとともに、公正で公平な判断をするための市町村の役割は引き続き有意義であると考ええる。

また、高額所得者が保育サービスを利用する際には保育料の適正さに配慮した料金設定や「直接契約」等の検討も課題になると考える。しかしながら、低所得者や要保護児童、障がい児等、個別的な処遇が必要な場合をはじめ、広範な対象者の個別的な事情にきめ細かく対応して保育サービスの摘要を判断するためには従来のような市町村の果たす判断機能が不可欠であると考ええる。そこで、現状で市町村が関わるために、保育所と保護者の間にあることで相互のコミュニケーションが不十分となるとの認識は実態とは必ずしも一致しない。市町村の役割について、ネガティブな面が強調されすぎないとりまとめを期待したい。

改めて、現行の待機児問題を解決するための量的な保障のスピーディな取組みが急務であり、その上で、現行の制度の良い面を残しつつ、新たなあり方を検討する必要がある。

○保育サービスの質の自己評価及び第三者評価のあり方の重要性

公設公営、公設民営、認証保育園を含む認可外、保育ママ等多様な担い手全体において、特に「子どもの視点」に立った自己評価や第三者評価の手法について科学的に研究し、実践することが有用。

保育サービスについての評価システムの確立は多様な子育て支援施策の評価のあり方にも貢献する可能性がある。

○保育サービスと多様な子育て支援サービス及び関係機関との協働、連携、ネットワーク化のあり方

保育サービスそのものの多様化、要保護児童や発達障がい児等への適切な処遇のために、他の関係サービスや関係機関との協働、連携、ネットワーク化を検討することにより、保育サービスが「すべての子ども」へのサービスとなる可能性が高まる。

○保育士の養成と採用、研修と就労継続の確保、地域での子育て支援コーディネータの重要性

多様化する保育サービスへのニーズ、すべての子育て家庭への支援を充実するためには、資質のある保育士の養成、継続的な就労を支援する仕組み作りが不可欠。そのうえで、保護者支援、ネットワークを生かせるコーディネータの必要性も検討課題となる。